

薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）

改 正 案			現 行		
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤			1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤		
検定を受けるべき 医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量	検定を受けるべき 医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量
(略)			(略)		
沈降7価肺炎球菌 結合型ワクチン(無 毒性変異ジフテリ ア毒素結合体)	448,100円	内容量が0.5mLであるとき。 <u>32本</u>	沈降7価肺炎球菌 結合型ワクチン(無 毒性変異ジフテリ ア毒素結合体)	448,100円	内容量が0.5mLであるとき。 <u>27本</u>
(略)			(略)		
(略)			(略)		